

中野区区政情報の公開に関する条例施行規則及び中野区個人情報
の保護に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正内容

(1) 中野区区政情報の公開に関する条例施行規則

① 「電磁的記録媒体」の定義の変更

多様化する電磁的記録媒体に対応するため、その個別具体化された定義を、より広い範囲の定義に表現を改める。

改正案	現行
<p>(電磁的記録の公開方法)</p> <p>第5条の2 条例第11条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 映像又は音声が記録された電磁的記録 視聴又は写しの交付</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録について、現に有する機器により、ディスプレイに出力したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が可能であるときは、当該電磁的記録について視聴又は複写したものの交付の方法により公開を行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録の公開方法)</p> <p>第5条の2 条例第11条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) ビデオテープ、録音テープその他映像及び音声が記録された電磁的記録 視聴又は写しの交付</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録について、現に有する機器により、ディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク若しくは光ディスクに複写したものの交付が可能であるときは、当該電磁的記録について視聴又は複写したものの交付の方法により公開を行うことができる。</p>

② 審査請求又は訴訟にかかる教示

審査請求又は訴訟の提起にかかる教示を、全部公開の場合においても「区政情報公開決定通知」に表示する。

(2) 中野区個人情報の保護に関する条例施行規則

① 審査請求又は訴訟にかかる教示

審査請求又は訴訟の提起にかかる教示を、全部公開の場合においても「自己情報開示決定通知書」に表示する。

2 施行予定日

規則公布日（令和3年3月29日予定）